

梶山女学園大学大学院生活科学研究科  
学位論文審査基準（評価基準）

修士論文の審査に関しては、梶山女学園大学大学院生活科学研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

（審査体制・審査方法）

- ・審査委員会は、主査1名及び副査2名をもって構成する。
- ・審査は、論文審査及び最終試験（口頭試問）により行う。なお、各分野における研究アプローチや特殊性についても考慮する。
- ・審査は、審査委員の合議で行う。
- ・審査委員会は、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

（審査項目）

- (1) 問題意識が明確で、課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究が適切に検討・吟味されていること。
- (3) 事実調査・文献資料などの探索が十分にできていること。
- (4) 分析の切り口が明確で、論理展開が一貫していること。
- (5) 調査分析の内容の記述や展開が説得的であること。
- (6) 分析内容にオリジナリティがあること。
- (7) 引用等が適切になされ、論文としての体裁が整っていること。

\*研究活動の遂行にあたっては、「梶山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規準」（平成27年大規準第11号）及び「梶山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン」（平成30年大規準第10号）に基づき、研究倫理に留意すること。

（審査基準）

上記の審査項目すべてを満たす修士論文を、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。

椋山女学園大学大学院生活科学研究科  
学位論文審査基準（評価基準）

博士論文の審査に関しては、椋山女学園大学大学院生活科学研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

（審査体制・審査方法）

- ・調査委員会は、調査委員（博士後期課程を担当する教員の中から選出する。）3名をもって構成する。
- ・調査委員は、主査1名及び副査2名とする。
- ・審査は、論文調査及び最終試験（口頭試問）により行う。下記審査項目中、特に(6)と(7)を重視しながら審査する。なお、各分野における研究アプローチや特殊性についても考慮する。
- ・審査は、主査及び副査の合議で行う。
- ・調査委員会は、学位論文の内容の要旨、調査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

（審査項目）

- (1) 問題意識が明確で、課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究が適切に検討・吟味されていること。
- (3) 事実調査・文献資料などの探索が十分にできていること。
- (4) 分析の切り口が明確で、論理展開が一貫していること。
- (5) 調査分析の内容の記述や展開が説得的であること。
- (6) 当該分野の学問研究に貢献していること。
- (7) 分析内容にオリジナリティがあること。
- (8) 引用等が適切になされ、学術論文としての体裁が整っていること。

\* 研究活動の遂行にあたっては、「椋山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規準」（平成27年大規準第11号）及び「椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン」（平成30年大規準第10号）に基づき、研究倫理に留意すること。

（審査基準）

上記の審査項目すべてを満たす博士論文を、最終試験を経た上で、博士論文として合格とする。

椋山女学園大学大学院人間関係学研究科  
学位論文審査基準（評価基準）

修士論文の審査に関しては、椋山女学園大学大学院人間関係学研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

（審査体制・審査方法）

- ・審査委員会は、主査（論文指導担当教員）1名及び副査（研究科委員会で選出する。）2名をもって構成する。
- ・審査は、論文審査及び最終試験（口頭試問）により行う。
- ・審査は、審査委員の合議で行う。
- ・審査委員会は、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

（審査項目）

修士学位論文の審査にあたっては、所定の年以上在学し、所定の単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたことを要件とした上で、以下の項目を考慮しつつ評価を行うものとする。

- (1) 問題意識が明確で、課題設定が明示されていること。
- (2) 分析の切り口が明確で、論理展開が一貫しておりオリジナリティがあること。
- (3) 調査分析の場合、方法の検討や内容の記述、展開が説得的であること。
- (4) 先行研究が十分に検討され、文献資料などの渉猟が十分になされていること。
- (5) 引用等が適切で、論文としての形式・体裁が整っていること。
- (6) 研究倫理の遵守に配慮していること。

\*研究活動の遂行にあたっては、「椋山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規  
準」（平成27年大規準第11号）及び「椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイド  
ライン」（平成30年大規準第10号）に基づき、研究倫理に留意すること。

（審査基準）

上記の審査項目すべてを満たす修士論文を、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。

椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科  
学位論文審査基準（評価基準）

修士論文の審査に関しては、椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

（審査体制・審査方法）

- ・審査委員会は、主査（論文指導担当教員）1名及び副査（研究科委員会で選出する。）2名をもって構成する。
- ・審査は、論文審査及び最終試験（口頭試問）により行う。
- ・審査は、審査委員の合議で行う。
- ・審査委員会は、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

（審査項目）

専攻領域の研究の遂行に必要な知識、理解力、問題解決能力等を習得し、かつ高度な専門性と研究能力を有していると認められるものに修士の学位を授与する。修士の学位を受けるものについては次の点を考慮して評価を行う。

- (1) 問題意識が明確で、研究の課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究の整理が十分かつ適切に検討されていること。
- (3) 論文の構成に整合性があり、分析の内容や展開に説得力があること。
- (4) 論文の内容にオリジナリティがあること。
- (5) 引用等が適切になされることを含め、研究倫理の遵守に配慮すること。
- (6) 研究課題を十分に解明していること。

\*研究活動の遂行にあたっては、「椋山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規  
準」（平成27年大規準第11号）及び「椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイド  
ライン」（平成30年大規準第10号）に基づき、研究倫理に留意すること。

（審査基準）

上記の審査項目すべてを満たす修士論文を、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。

椋山女学園大学大学院教育学研究科  
学位論文審査基準（評価基準）

修士論文の審査に関しては、椋山女学園大学大学院教育学研究科ディプロマ・ポリシーの到達目標を考慮しつつ、以下の審査基準によって総合的な評価を行う。

（審査体制・審査方法）

- ・審査委員会は、主査1名及び副査2名をもって構成する。指導教員は原則として審査委員に加わるものとするが、主査となることはできない。
- ・審査は、論文審査及び最終試験（口頭試問）により行う。
- ・研究科委員会が認める場合には、さらに他の教員あるいは外部の専門家に意見を求めることができる。
- ・審査は、審査委員の合議で行う。
- ・審査委員会は、学位論文の内容の要旨、審査の要旨及び試験の結果の要旨を研究科委員会に文書をもって報告する。

（審査項目）

修士学位論文は、学校教育あるいは幼児教育における課題解決に必要な知識・能力の修得を示す、独自の考察を含んだ自著の論文とし、加えて高い知性と豊かな人間性を備えた高度専門職業人としての教員に相応しい資質能力を身につけた者に修士の学位を授与する。

修士論文の評価にあたっては、次の点を考慮する。

- (1) 問題意識が明確で、研究の課題設定が適切であること。
- (2) 先行研究が十分に整理され、適切に検討されていること。
- (3) 論文の構成が明確で、調査・分析・考察等が適切に行われていること。
- (4) 分析・考察の内容が論理的で、しかもオリジナリティがあること。
- (5) 引用等が適切になされていること。
- (6) 研究課題の分析・展開が十分に明解で、その結論に説得力があること。

\*研究活動の遂行にあたっては、「椋山女学園研究活動における不正行為への対応等に関する規準」（平成27年大規準第11号）及び「椋山女学園大学研究データの保存等に関するガイドライン」（平成30年大規準第10号）に基づき、研究倫理に留意すること。

（審査基準）

上記の審査項目すべてを満たす修士論文を、最終試験を経た上で、修士論文として合格とする。